

資料2	第1回総会（平成27年4月17日）
	東北地方年金記録訂正審議会

東北地方年金記録 訂正審議会（概要）

東北地方年金記録訂正審議会（概要）

厚生年金保険法第二十八条の二及び国民年金法第十四条の二の規定により、被保険者等は記録の訂正を請求することができることとされています。

この記録の訂正の可否について決定する場合には、厚生労働大臣より権限の委任を受けた東北厚生局長は、あらかじめ東北地方年金記録訂正審議会へ諮問しなければならないこととなっています。

地方年金記録訂正審議会については、厚生労働省組織令第一百五十三条の二に規定され、地方年金記録訂正審議会規則が、平成二十七年四月十日厚生労働省令第八十三号で制定されています。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）-抄-

第一百五十三条の二第一項 地方厚生局に地方年金記録訂正審議会を置く。

地方年金記録訂正審議会規則の概要

○組織・・・委員 30 人以内。特別の事項を調査審議するため臨時委員を置くことができる。（第二条関係）

⇒東北地方年金記録訂正審議会は委員 17 名で起ち上げ。

- 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任命は、地方厚生局長。
（第三条関係）
- 委員の任期は二年とし、一年ごとにその半数を任命。（第四条関係）
⇒平成二十七年四月に起ち上げのため、今回の任期は、委員の半数が二年、半数が一年としている。
- 委員等は非常勤であり、職務上知ることのできた秘密は漏らしてはならない。（第四条関係）
- 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。（第五条関係）
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。（第五条関係）
- 会長は、会長代行、部会に属すべき委員等及び部会長を指名する。（第五条、第六条関係）
- 部会長は、部会長代理を指名する。（第六条関係）
- 審議会または部会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。（第七条関係）
- 審議会または部会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは会長または部会長の決するところによる。（第七条関係）
- 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。（第七条関係）
- 審議会または部会は、必要があると認めるときは、地方厚生局に対し、

資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、請求者、事業主その他関係者等の意見を聴くことができる。(第八条関係)

○議事の手続きその他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。(第十条関係)

⇒東北地方年金記録訂正審議会運営規則(案)

年金記録確認第三者委員会による手続と年金個人情報の訂正請求の手続との比較

